

白山市立松陽小学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。本校でも、一定の解消はあったもののいじめと認識し、注意深く見守っている事例がある。

こうした事実をふまえて「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子にも起こり得る」ことを念頭に「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの早急な対処措置」について、学校としての共通理解を図り、組織的に対応していく。

2 いじめ防止のための取り組み～安心して過ごせる・安全で気持ちの良い学校～

どの子も学校が楽しい、自分の居場所があると思えることができれば、学校に行きたくなる。また、友達との関わりをもち、仲良く力を合わせていくことで、学習したり、活動したりすることが、楽しいと感じる。そのような学校を作っていくことがいじめの未然防止になる。規律正しい態度で充実した授業づくりや主体的に参加・活躍できるような集団づくりを大切におこなっていきたい。

(1) 温かい人間関係と日々の授業を中心とした学級経営

- ・学習のしかたを身につけ、分かる授業づくり
- ・話し方、聞き方の指導
- ・友達と考えを交流しながら学んでいく姿勢づくり
- ・授業の公開と参観等、多くの目でいろいろな学級を見る機会をつくる

(2) 道徳教育の充実

- ・いじめ防止や生命尊重等をねらいとした授業の実践
- ・児童の実態に合った、教材、資料の検討

(3) 特別活動の充実

- ・高学年の自己有用感を育てる、たてわり班での活動や異学年交流の推進
- ・他者と認め合い、つながる話し合いをもとに進める行事
- ・見通しをもって企画運営し、解決していく学級・クラブ・委員会活動の充実

(4) インターネット等を通じてのいじめに対する対策

- ・インターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努める
- ・発達段階に応じた、情報モラル教育の実施

(5) 児童、保護者への啓発活動

- ・いじめ問題に対する基本方針を明らかにする。
- ・学校便り等を活用して、いじめに対する本校の姿勢を明らかにし、いじめに対する情報を提供する。

3 いじめの早期発見の取り組み ~小さなことにも敏感に~

(1) 日々の観察

- ・児童と過ごす時間を積極的に確保し、休み時間などの様子も注意深く観察する。
- ・日記等を活用して、表れにくい児童の思いも拾う。

(2) 情報の共有

- ・こまめで日常的な職員間での情報交換
- ・保健室や級外の先生からの情報提供
- ・職員会議での気になる児童の様子の共通理解
- ・児童からの情報の活用

(3) いじめ調査等

- ・いじめや悩んでいることがないか、月に一度アンケートを実施する。
- ・アンケートの実施後、管理職、生徒指導主事がチェックを行い、対応を行う。
(対応の手順は4-(2)を参照)
- ・事後三ヶ月間、月に一回様子を観察して記録する。
- ・アンケートの結果は卒業後5年間保管する。

(4) 相談体制

- ・教育相談員による児童、保護者対象の相談
- ・スクールカウンセラーの活用

(5) 教職員の研修

- ・いじめ防止等のための研修を計画的に行う。

(6) いじめの発見

学校でわかるいじめ発見のポイント

○いじめられている子の出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安に伴うサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は一人ひとりの子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。

発見する機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	<ul style="list-style-type: none">○遅刻・欠席が増える○表情がさえず、うつむきがちになる	<ul style="list-style-type: none">○始業時刻ぎりぎりの登校が多い○出席確認の声が小さい
授業開始時	<ul style="list-style-type: none">○忘れ物が多くなる○用具・机・椅子が散乱している○一人だけ遅れて教室に入る	<ul style="list-style-type: none">○涙を流した気配が感じられる○周囲が何となくざわついている○座席を変えられている
授業中	<ul style="list-style-type: none">○正しい答えを冷やかされる○発言に対ししらけや嘲笑がある○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前を挙げられる。	<ul style="list-style-type: none">○グループ分けて孤立がある○保健室に行くようになる○ひどいあだ名で呼ばれる

休み時間	○一人でいることが多い ○わけもなく廊下や階段を歩いている ○用もないに職員室等へ来る ○遊びの中で孤立しがちである	○プロレスごっこに関わることが多い ○集中してボールを当てられる ○遊びの中でいつも同じ役をしている
発見する機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○グループ内で食べる時席を離している ○その子どもが配膳すると嫌がられることがある	○嫌われるメニューの時に多く盛り付けられる ○好きなものをクラスメートに譲る (無理にやらされている可能性)
清掃時	○目の前にごみを捨てられる ○最後まで一人でそうじしている ○椅子や机がぽつんと残る	
放課後	○衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている ○顔にすり傷や鼻血のあとがある ○急いで一人で帰宅する	○用事がないのに学校に残っている日がある ○他の子の荷物を持たされる

<注意しなければならない児童の様子>

様子等	観察の視点（特に変化が見られる点）	
動作や表情	○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり、急に大声を出したりする	○視線を合わさない ○教師と話す時不安な表情をする ○委員を辞める等やる気を失う ○言葉づかいが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたずらをされる ○持ち物、くつ、傘等を隠される	○刃物等、危険なものを所持する

その他	<ul style="list-style-type: none"> ○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある 	<ul style="list-style-type: none"> ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙が入っている ○校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる
-----	--	--

家庭でわかるいじめ発見のポイント

- いじめられている子が家庭で出すサイン

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導にあたる。

観察の視点（特に、変化が見られる点）

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしていたりする。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉づかいが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 投稿時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの体の不調を訴え、登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけないものがよく訪ねてくる。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙が来る。
- 友人からの電話で、急な外出が増える。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで、集中力がわからない
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

4 いじめへの対処 ~早期に、組織的対処~

(1) 基本的対応

- ・當時、生徒指導上気づいたこと、問題等を報告しあい、職員間の共通理解を図る。
- ・全校に関わる指導について意見交換し、指導のずれが起こらないように調整する。
- ・学校外の対応について、窓口は管理職に一本化する。対応は全職員共通理解する。

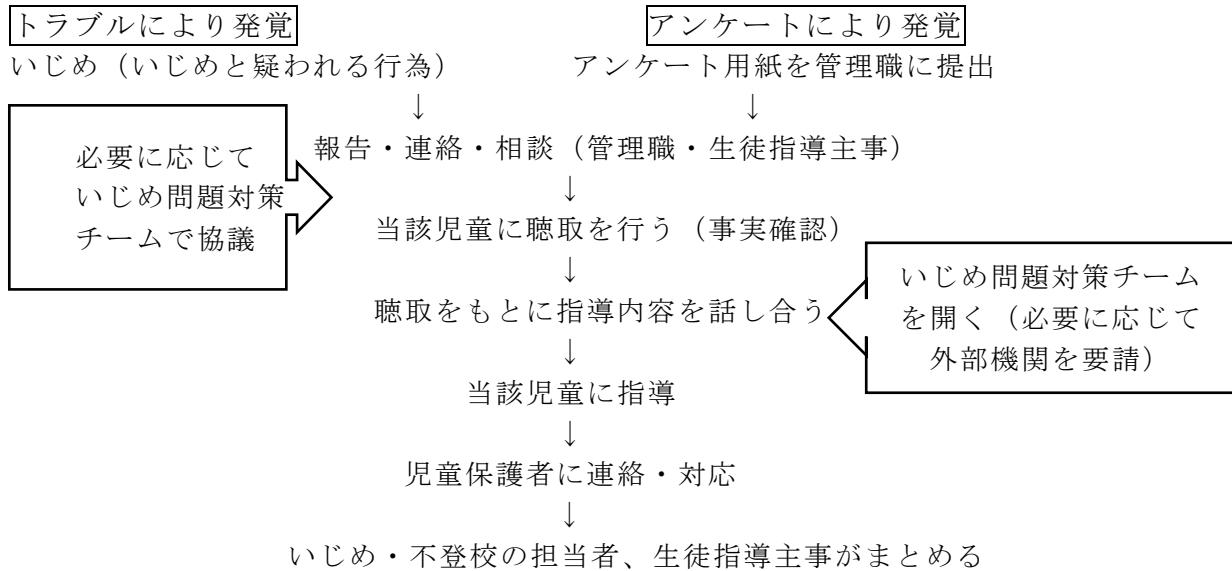
いじめ問題対策チーム

- ・校長
- ・教頭
- ・教務主任
- ・生徒指導主事
- ・教育相談
- ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー
- ・いじめ対応アドバイザー

いじめの態様

- 1: 悪口・からかい
- 2: 仲間はずれ・無視
- 3: たたかれる・けられる
- 4: ひどくぶつかる・蹴られる
- 5: お金や物をとられる
- 6: 自分のものをかくされる、よごされる
- 7: 嫌な事や恥ずかしいこと
危険なことをさせられる
- 8: パソコンや携帯電話で悪口を言われたりする
- 9: その他

(2) 対応の手順



いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることが大切である。

いじめられている子どもへの対応

- ①いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ②決して一人で悩まず、必ず友達や保護者、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、こころの安定を図る。
- ④いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通してやる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥いじめられている子どもを守り通すとの視点から、場合によっては緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

いじめている子どもへの対応

- ①まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分に理解させ、いじめが人間として絶対に許されない行為であることを分からせる。
- ②当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係やひとりひとりの言動を正しく分析して指導する。
- ④いじめた子どもが、どんなことがいじめかわからっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるとう認識を持たせる。
- ⑤いじめた子どもの不満や、充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥いじめが解決したとみられる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくない。その時の指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦十分な指導にもかかわらず、なおいじめが継続する場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

いじめられている子どもの保護者への対応

- ①いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意のある対応に心がける。
- ②家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動搖の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ③いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決まで継続的に保護者との連携を図る。
- ⑤必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥家庭において子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

いじめている子どもの保護者への対応

①いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。

②教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。

③いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。

④子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(3) 重大事態への対処

重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

イ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき

・ただちに、市教育員会に報告を行う。

・市教育員会の「いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行う。

5 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための年間計画

月	学習	生徒指導	特別活動	保護者・地域
4	・授業改善に向けた全体研修会 ・道徳教育年間計画の周知	・あいさつ運動 ・生徒指導研修会 ・児童理解の会 ・いじめ問題対策チームの設置	・縦割り班編成 ・学級活動年間計画の周知	・学校いじめ防止基本方針の公表(ホームページ上) ・授業参観 ・学年懇談会
5	・授業改善に向けた全体研究会	・あいさつ運動 ・友だちアンケート ・校内委員会	・全校(児童)集会 ・縦割り班顔合わせの会 ・縦割り班そうじ開始	・学校運営協議会
6	・情報教育(ネット使用時のマナー等) ・授業改善に向けた全体研究会	・あいさつ運動 ・家庭実施いじめアンケート ・面談週間 ・校内委員会 ・いじめ問題対策研修会① (いじめ対応アドバイザー派遣)	・全校(児童)集会 ・縦割り遊び企画	・授業参観 ・引き渡し訓練 ・家庭実施いじめアンケート
7	・ペア学年ちりつも交流会	・あいさつ運動 ・友だちアンケート ・校内委員会	・全校(児童)集会 ・縦割り遊び企画	・学校評価アンケート ・個人懇談

8	<ul style="list-style-type: none"> 授業改善に向けた全体研究会 道徳研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 校内委員会 振り返りと検証 		
9		<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動 校内委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 全校（児童）集会 縦割り遊び企画 	
10	<ul style="list-style-type: none"> 授業改善に向けた全体研究会 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動 友だちアンケート 校内委員会 いじめ問題対策研修会② (いじめ対応アドバイザー派遣) 	<ul style="list-style-type: none"> 全校（児童）集会 後期縦割り班編成 縦割り班顔合わせの会 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会
11		<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動 家庭実施いじめアンケート 面談週間 校内委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 全校（児童）集会 縦割り遊び企画 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観 家庭実施 いじめアンケート
12	<ul style="list-style-type: none"> 白山市子どもの権利に関する条例についての授業 ペア学年ちりつも交流会 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動 友だちアンケート 人権週間の取組 校内委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 全校（児童）集会 縦割り遊び企画 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価アンケート 個人懇談
1		<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動 校内委員会 家庭実施いじめアンケート 面談週間 	<ul style="list-style-type: none"> 全校（児童）集会 縦割り大縄交流会 ペア学年縄跳び交流会 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭実施 いじめアンケート
2	<ul style="list-style-type: none"> 研究のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動 友だちアンケート 校内委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 全校（児童）集会 ありがとう メッセージ 6年生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会 授業参観
3	<ul style="list-style-type: none"> 次年度の取組について 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度の取組について あいさつ運動 いいとこ見つけ 児童理解の会 振り返りと検証 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度の取組について 全校（児童）集会 	